

平成16年（行ウ）第20号 ハッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

請求の趣旨拡張の申立書

2008（平成20）年12月26日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一

弁護士 五 來 則 男

弁護士 坂 本 博 之

弁護士 広 田 次 男

上記谷萩陽一訴訟復代理人

弁護士 丸 山 幸 司

外

第1 原告は請求の趣旨を次のとおりに変更する。

1 被告茨城県公営企業管理者は、八ツ場ダムに関し、つぎの各負担金を支出してはならない。

(1) 特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金

(2) 水源地域対策特別措置法第12条第1項に基づく水源地域整備事業の経費負担金

(3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金

2 被告茨城県公営企業管理者が国土交通大臣に対し八ツ場ダム使用権設定申請を取下げ権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。

3 被告茨城県知事は、八ツ場ダムに関し、つぎの各負担金および繰出金を支出してはならない。

(1) 河川法第63条に基づく受益者負担金

(2) 茨城県公営企業管理者が特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行なう一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金

4 被告茨城県知事は、茨城県を代表して次の損害賠償請求をせよ。

債務者橋本昌（平成15年9月10日から現在まで茨城県知事の地位にある者）に対し、金55億7437万0039円ならびに内金7億4058万5570円に対する平成16年9月10日から支払済まで、内金48億3378万4469円に対する平成20年10月29日から支払い済まで、各年5分の割合による遅延損害金

5 被告茨城県公営企業管理者は、茨城県を代表して次の損害賠償請求をせよ。

債務者福田克彦（平成16年9月10日以前の1年間において茨城県公営企業管理者の地位にあった者）に対し、金2億6034万7254円ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金

6 訴訟費用は被告らの負担とする。

第2 変更の理由

- 1 本件住民訴訟は、八ツ場ダムに関する茨城県の負担金支出の差止めを求める訴訟であるところ、訴訟提起後も、茨城県は各負担金の支出を行い続けている。

その支出した負担金の内訳は、平成15年9月10日以降分を含めて、以下のとおりである。

(1) 河川法による治水負担金

ア 平成15年9月10日から平成16年9月9日までに一般会計から支出した金額 5億5358万5570円

イ 平成16年9月10日から平成20年10月28日までに一般会計から支出した金額 35億7578万4469円

(2) 特定多目的ダム法による利水者負担金のため一般会計から水道事業会計に対する拠出金

ア 平成15年9月10日から平成16年9月9日までに支出した金額 1億8700万円

イ 平成16年9月10日から平成20年10月28日までに支出した金額 12億5800万円

(3) 特定多目的ダム法による利水者負担金として水道事業会計から支出した金額

ア 平成15年9月10日から平成16年9月9日までに支出した金額 1億7578万3000円

イ 平成16年9月10日から平成20年10月28日までに支出した金額 40億1372万7000円

(4) 水源地域整備事業の経費負担金として水道事業会計から支出した金額

ア 平成15年9月10日から平成16年9月9日までに支出した金額 6915万3000円

イ 平成16年9月10日から平成20年10月28日までに支出した金額 6億0838万2000円

(5) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業経費負担金として水道事業会計から支出した金額

ア 平成15年9月10日から平成16年9月9日までに支出した金額
1541万1254円

イ 平成16年9月10日から平成20年10月28日までに支出した金額
1億6491万4680円

2 そこで、上記1の支出のうち、(1)及び(2)の各支出を行った茨城県知事橋本昌個人に対する損害賠償請求（前記請求の趣旨第4項）について、その損害賠償請求額を(1)及び(2)の金額の合計金55億7437万0039円に増額する。

3 なお、茨城県公営企業管理者個人に対する損害賠償請求額も、本来であれば、本件住民訴訟で差止めを求めたにもかかわらず支出された負担金額については、差止め請求から、損害賠償請求に変更すべきところであるが、各歴代公営企業管理者の個人責任追及が目的ではなく、茨城県にとって、八ッ場ダム建設の必要がないことを明らかにし、これ以上の茨城県による公金支出が行われないようにすることが、本件訴訟の目的であるため、あえて、損害賠償請求額の増額を求める請求の趣旨変更はしないこととする。

ただし、訴状において請求していた金額は不正確であったので、上記1の(3)ア、(4)ア、(5)アの合計額金2億6034万7254円に変更する。

平成16年（行ウ）第20号 八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件

原告 柏 村 忠 志 外20名

被告 茨 城 県 知 事 外1名

請求の趣旨拡張の申立書訂正申立書

2009（平成21）年1月14日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 谷 萩 陽 一

弁 護 士 五 來 則 男

弁 護 士 坂 本 博 之

弁 護 士 広 田 次 男

上記谷萩陽一訴訟復代理人

弁 護 士 丸 山 幸 司

外

標記事件について、2008年12月26日付請求の趣旨拡張の申立書を下記のとおり訂正する。

記

第1 請求の趣旨の変更

1 第4項を次のとおり訂正する（アンダーライン部分）。

「債務者橋本昌（平成15年9月10日から現在まで茨城県知事の地位にある者）に対し、金57億2463万1039円ならびに内金8億9084万6570円に対する平成16年9月10日から支払済まで、内金48億3378万4469円に対する平成20年10月29日から支払済まで、各年5分の割合による遅延損害金」

2 第5項を次のとおり訂正する（アンダーライン部分）。

「債務者福田克彦（平成16年9月10日以前の1年間において茨城県公営企業管理者の地位にあった者）に対し、金6億5162万9254円ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金」

第2 変更の理由

1 第1項(1)ア、(2)ア、(3)アを次のとおり訂正する。

(1)ア 「平成15年9月10日から平成16年9月9日までに一般会計から支出した金額6億9784万6570円」

(2)ア 「平成15年9月10日から平成16年9月9日までに支出した金額1億9300万円」

(3)ア 「平成15年9月10日から平成16年9月9日までに支出した金額5億6706万5000円」

2 第2項を次のとおりに訂正する（アンダーライン部分）。

「そこで、上記1の支出のうち、(1)及び(2)の各支出を行った茨城県知事橋本昌個人に対する損害賠償請求（前記請求の趣旨第4項）について、その損害賠償請求額を(1)及び(2)の金額の合計金57億2463万1039円に増

額する。」

- 3 第3項8行目ただし書き以下を次のとおりに訂正する（アンダーライン部分）。

「ただし、訴状において請求していた金額は不正確であったので、上記1の(3)ア、(4)ア、(5)アの合計額金6億5162万9254円に変更する。」